

令和4年 第2回定例会
産業文教常任委員会会議録

長 与 町 議 会

令和4年第2回長与町議会定例会産業文教常任委員会会議録（第1日目）

本日の会議 令和4年6月13日
招集場所 長与町議会第1委員会室

出席委員

委員長	河野 龍二	副委員長	八木 亮三
委員	西田 健	委員	浦川 圭一
委員	中村 美穂	委員	竹中 悟

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議事課長	福本 美也子	係長	江口 美和子
------	--------	----	--------

説明のため出席した者

建設産業部長 (産業振興課)	山口 新吾	係長	島 典明
課長	荒木 隆		

水道局長 田中 一之
(上下水道課)

課長	渡部 守史	課長補佐	高橋 庸輔
係長	西村 淳	係長	藤原 庸祐
主査	山口 功史朗		

教育次長 (教育総務課)	山本 昭彦	教育委員会理事	田中 真
-----------------	-------	---------	------

課長 森本 陽子
(学校教育課)

課長補佐 峰 修子

本日の委員会に付した案件

議案第34号 長与町学校給食費条例

議案第37号 令和4年度長与町一般会計補正予算（第2号）

所管事務調査 サテライトオフィスについて

浄水場の共同整備について

開 会 9時29分
閉 会 12時00分

○委員長（河野龍二委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、産業文教常任委員会を開会いたします。

令和4年第2回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第34号長与町学校給食費条例の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

田中理事。

○教育委員会理事（田中真君）

それでは、長与町学校給食費条例の提案理由につきまして御説明いたします。本条例は町内におけます学校給食費を公会計化することにより、会計の透明性、公平性、安全性の向上を図るとともに、教職員の学校給食費に係る集金、管理及び支払い等に係る業務負担を軽減し、教員の働き方改革に資するために必要な事項について定めるものでございます。第1条は条例の趣旨、第2条は条例において掲げる用語の意義、第3条は学校給食の実施主体、第4条が徴収する対象。第5条第1項は年度の学校給食費の額とその算出方法、第2項が納付方法と納付期限を定めること。第6条は特別の理由が認められる場合に学校給食費を減免できることを定めております。また第7条は規則への委任について規定しております。なお、附則につきましては、施行期日を令和5年4月1日としております。

以上が提案理由でございます。御審議をよろしく願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

ではこれから質疑を行います。質疑はありますか。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

これは来年、公会計化に伴う条例の制定ということで理解はしているんですが、来年の4月が施行期日になっております。そうしますと、大分早くにこの条例制定に取り掛かれたというように感じるんですけども、この条例をまず制定して、その準備段階で、今回のタイミングで早く条例を制定しようということで上程されたのかどうかということと、基本としてどこかほかの自治体とか、そういったものを参考にされたのかなと考えるんですけども、そこをお聞きしてもいいでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

田中理事。

○教育委員会理事（田中真君）

まず1点目についてですけども、条例の第7条2項に準備行為を記載しております。本来、こうした準備行為を入れることは少ないのかと思いますが、システムを本年度中に導入して準備を進める、そのために早い時期ではございましたが提案させていただいております。また、本件の研究については、県内の市町の状況、また県外も含めて検討

いたしまして、今回の条例の提案としております。

○委員長（河野龍二委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

分かりました。重複して質疑があったら申し訳ないんですけども、一番分かりやすく言いますと、保護者は口座振替での収納ということになれば、収納するところが、校長先生が管理ということだったんだと思うんですが、私会計で。それが長与町に移ったと、大きく言えばそういうことであって、支払う方の目線からお尋ねしますけれども、そうした場合は何ら大きく変わるものじゃないという理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

田中理事。

○教育委員会理事（田中真君）

先に訂正をさせていただきます。先程第7条と申しましたが附則でしたので、申し訳ございませんでした。先程の御質問ですけれども、流れとしては変わりませんが、振替口座の数が今までは各学校によって2社なり1社なりということで限定されておりましたが、今回町の口座ということになりますので、その部分が拡大されると。流れとしては、基本的には変わらないと考えております。

○委員長（河野龍二委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

そうしますと、給食費を払う側の保護者からすれば、利便性が図られるというような理解でよろしいですか。

○委員長（河野龍二委員）

田中理事。

○教育委員会理事（田中真君）

はい、そのとおりでございます。

○委員長（河野龍二委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

分かりました。今まで私会計であっても相当の収納率でしたので、その部分は児童手当とか、そういったものでの収納とかいう形も取られていると思いますので、私はそんなに心配はしていないところなんですけれども、保護者に向けて、そういう文書的なものは新年度に行うのでしょうか。それとも今年度に、来年度から徴収は長与町になるというような御案内をするのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

田中理事。

○教育委員会理事（田中真君）

御案内は本年度中に進めて、また口座の御紹介等も進めていきたいと考えております。

○委員長（河野龍二委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

最後にしたいと思います、今、図書校務員の先生が中心になられているのかもしれませんが、口座振替ができなかったときのお手紙というか、これで振り込んでくださいとか、そういったものが実際は減るといふふうに想定をするものなのか。主体が教育委員会がされて、実際、不納だった場合とか、そういったものに対しては、学校の図書校務員がされると本会議場でお答えいただいたように感じるんですけども、公会計化に伴ってということですので、別にそれをするなどかいう意味は全くないんですが、予測としては働き方改革ですから、学校の現場の先生方やその図書校務員の先生の負担は、軽減が図られるというような考え方でよろしいのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

田中理事。

○教育委員会理事（田中真君）

図書校務員に関しましては、その業務の中に給食が入っておりますので、先程御指摘いただきましたように未納者等については教育委員会と連携を図りながら、保護者への文書の発出等をしていただこうと考えております。またそれに伴いまして、今まで担任であったりとか、管理職が御家庭に連絡をしていたというような負担等については、軽減できるものと考えております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

今回の公会計化に当たって、私もどういうメリット、デメリットがあるのかなと思いを調べまして、文科省の公会計化に当たっての通知のようなものですかね、インターネットで見られましたので、その中から確かにと思う部分が3点ほどありまして、その3点について一つずつなんです、私会計で、今の状況と今後の状況とそれぞれを伺いたいです。まず1つが、食材納入業者の業者登録というところが文科省からのお知らせにあって、公会計化に当たって、地方公共団体の調達に業者が参加するということになるので、私会計と違って、入札が必要になってくると法律上なると思うんですが、一方で地元の小さい小売業者から食材調達を維持するには、一般的な入札参加資格の登録では難しいような小さいお店などもあるのかなというところで、この通知によると、地方公共団体の一般的な入札参加資格の登録よりも、登録が容易な制度を設け事業者の負担を軽減することで、公会計化以降の負担影響を抑える工夫も考えられるというような書き方がされてあって。事例としては、学校給食専用の業者登録制度を設けた所があると

というようなことなのですが、まず現在は、食材納入業者をどういうふうを選択してやっ
てもらっているのかっていうのと、公会計化に当たって、その辺りが何か変更というか、
必要になる部分があるのかをお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

田中理事。

○教育委員会理事（田中真君）

まず現状ですけれども、現在は町内の業者等に食材価格の提示をいただいて、それを
各調理場の方に渡して、栄養教諭等が価格のやり取りをして価格決定をしているという
状況がございます。今後もしできる限り地元業者を使いながらやりたいということもあり
ますし、1社では各調理場が求める時間に配送が難しいということもございますので、
そうした点も含めながら今年度10月以降になりますけれども、業者への説明、あるいは
契約等を進めていきたいと考えております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

これからですね、具体的なところを決めるところは様々にあると思いますので、こち
らの件は今ので理解いたしました。もう1つがアレルギーなどに対する個別対応という
ところで、この規則などにも小学校、中学校それぞれ1食当たりの金額などがあるんで
すが、ここで事例として紹介されていたのが、例えば牛乳にアレルギーがあつて、毎食
牛乳は要らないというようなお子さんがいた場合、その分の金額は変わるのかなと思っ
たんですが、そういったところを例えば減免というか、不要な部分だけ個別に対応でき
るのか。逆に、アレルギーということで何かを減らした分、代替の食品をその子のた
めに用意して逆に割高になったりとか、そういうことがあるのかどうかと、それを現
状どうしているのかと、今後公会計化でそういったケースにどうする予定かというの
をお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

田中理事。

○教育委員会理事（田中真君）

アレルギーにつきまして、まず現状からですけれども、先程お話にありました牛乳等
については現在も除去しております。これらにつきましては、第6条でございます学校
給食費の減免の中で、明らかにその物は喫食しないというものが分かっている分で、
減免できるものに関しては減免していきたい。ただ一方で、ある特定の物質にアレル
ギーがあつて、除去が難しいという場合、代替物の作成が可能であれば、現在も代
替食としてお渡ししております。どうしても食べられないという場合にはそれを外
して、家庭から持ってきて代えるというようなこともしております。その場合は、
残念ながら、価格的部分の判断が難しいところになりますので、減免という処置は
しておりません。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

分かりました。最後にもう1点、滞納などがあった場合ですが、現在は私会計ですから当然児童手当等から引くということとはできないと思うんですが、今後、もし滞納があった場合に、児童手当に該当するお子さんであった場合、そこから引くことをされるのかなと思うんですが。ちょっとレアなケースかもしれないんですが、今後、当然、公会計化のことを保護者に説明なさると思うんですが、そうなってくると、口座振替とか、そういう手続等が面倒くさいという考えで、滞納したら児童手当から引かれるのであれば勝手に引いてくれみたいな、その手続とか支払いを面倒くさがってしないような人が出てこないのかなと思って。そういうことにならないような説明の仕方とかそういうケースとか、それをどうお考えになられているかというのを、現状と今後をお聞かせいただければと思います。

○委員長（河野龍二委員）

田中理事。

○教育委員会理事（田中真君）

現状でございますけれども、委任状をいただき、児童手当から引き落としをさせていただいております。公会計になりました場合も私債権となりますので、学校教育課の方から、児童手当からの引き落としをお願いすることになるかと思うんですが、今回、口座振替依頼状の中に、滞納が続く場合は児童手当からの引き落としの念書等を下部に入れて提出をしていただくことで処理をしたいと考えております。が、元々の趣旨が児童手当というのはここではございませんので、まずは現状どおり数回にわたって督促をして、そののちどうしても取れない場合についてはこちらから引き落としということで考えております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今回、公会計に変わるということで、支出の方は今回の規則にもどういう支出をするかというのを見るができないので、恐らく町の財務規則に則った運用をされていくのかなというふうな考えでおるんですけども。そうすると、先程同僚委員からの質問でお聞きをしたんですが、食材の購入等について、例えば地元業者から単価を提示していただいて、それを給食センターの方でその額について検討して、どうのこうのというようなことで回答されたようなんですが、やり方が全く違うわけですね、財務規則に則ってやるとすれば。だから、今の購入の状況等を、例えば現状の財務規則のとおりやろうとしたときに、そのままできるのかなとか、そういった検討を一度されてみるべき

だと思うんですけど、そこら辺何か考えておられますか。例えば、財務規則の契約を見ますと、先程の例を見ますと恐らく随意契約になるんですが、原則として2社以上から見積りを取りなさいというのがありまして、まず発注者側で幾らかという想定をしたものを、一般的に予定価格ですかね。こういったものが手元にあって、幾らでやりますかと、順序的にそういうやり方に決まるとのわけですね、財務規則どおりやるとなると。そして、見積りを1社でできる場合もあるという特例もあるんですよ。あるんですが、それは金額が小さい場合とかこの業者しか駄目だとか、そんなに例がないだろうというような条件の中でそういう特例はあるんですけども。だから基本、町の場合、財務規則に従って契約とかやるというようなことがあるんですけども、特別に定めた場合は、これによらずにいいというのがあるんですが、今回そういうものを定めていないので、恐らく財務規則に則って今後やっていかれるのかなと思ったときに、私も給食でどういう買い物の仕方をされているのかよく分からないんですが、かなりやりにくい部分が出てくるんじゃないのかなというのを思っているものですから。それと、私会計でやっていたときの、例えば、買い物をするときの購入者は、教育長でやられていたんですか。それと、今回からは町長に変わるんですよね。そういうことですよね。だから是非財務規則と照らし合わせながら今の買い物のやり方が、恐らく今のままではできないと思うんですよね。だからそこら辺、相当検討する余地があるんじゃないかなと思うんですが。

○委員長（河野龍二委員）

峰課長補佐。

○課長補佐（峰修子君）

八木委員より御質問がございましたように、今後公会計化になりましたら入札をして価格を下げるということが1つ大きなメリットになるかとは思いますが。しかしながら理事も説明したように、給食調理場に時間どおりに配送をしていただかないといけないことがございますので、1社でそれが大丈夫かどうか、そういうのも含めて今後検討していかないとはいけなくて考えております。また入札の仕方につきましても、現在は肉、米については前期、後期で入札をしております。野菜、果物に関しましては、現在、月2回の価格会で学校給食会と業者が競りをするような形になるんですけども、提示をしていただきながら、安いところでちょうど良い価格を決めているような状況でございます。ただ、今後公会計化になりますとそれができなくなりますので、やり方については浦川委員がおっしゃるように研究をしないといけないところであると考えております。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

理解を深める意味でお伺いしたいんですけども、給食費条例施行規則の案の第11条に「町長は、学校給食費において過誤納金がある場合は、これを当該学校給食費負担者に係る未納の学校給食費に充当するものとする。」という文言なんですけど、私が誤っ

た理解をしたら困るんで、これについて内容を説明していただけますでしょうか。これを読む限り、例えば誤って多く納金をされた方がおられたときに、それを未納の方がおられたところに、その分を充てるというふうに私は思ったんですけど、そういうことがあるのかなあと思ったんで、その辺を教えたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

田中理事。

○教育委員会理事（田中真君）

これについては、食材の価格とか何とかありますので、いったん集めた部分が多くなったりすることがあると思います。そうした場合に、未納分があつて支払いができないということもありますので、その場合充当をします。ただし基本的には、委員がおっしゃったように支払っていない方の分をほかの方が補填するのはおかしい考えになりますので、基本的には督促をしながら進めていく。もし余った場合には第2項にありますけれども、還付という形でお返ししていくというふうに御理解いただければと思います。

○委員長（河野龍二委員）

それでは質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（八木亮三委員）

質疑はありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

私も施行規則の方から少し伺いたいと思うんですけども、まず、第3条学校給食の申込みは、申し込みをまず提出しなければならないというのが第1項にあつて、第2項が健康の観点から必要と認めるときは学校給食負担者からの学校給食費の申し込みが無い場合であっても、学校給食を受けさせることができるというふうになっています。そもそも、学校給食を申し込まないという状況があつたのか。そこを伺いたいのと、学校給食を受けさせることができますよということなんで、受けさせることもしないという判断もあるのか、そこら辺はどう解釈していいのか、少し説明していただければと思います。

○委員（八木亮三委員）

田中理事。

○教育委員会理事（田中真君）

まず申し込みについてですけれども、牛乳とか一部喫食しないという申し出はありますけれども、基本的には給食を受けないということは過去あつておりません。なお、第2項にございます、申し込みがない場合も受けさせるということですが、基本的には申し込みがあつておりますのでこれまでありませんが、状況によっては児童生徒の健康、栄養を考えて受けさせるということもあるかと考えております。

○委員（八木亮三委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

そういう解釈だと思うんですね。あくまでも強制ではないというふうな表現をしているのかなという気がしているんですけど、そういう中身で解釈してよろしいのですか。あともう1つ、先程アレルギーの質問がなされていて、現状では代替食の提供をすることで給食費は同じようにもらうだとか、あと、給食費を返還しない場合があるということでしたよね。私の近所にアレルギーがたくさんあって、ほぼお弁当を持って行っているという方がいらっしゃったんですけども、こういう場合は、それこそ給食費用はどうなる状況なんですかね。分かれば教えていただきたいと思います。

○委員（八木亮三委員）

田中理事。

○教育委員会理事（田中真君）

まず1点目につきましては、例えば委員の御発言にもありましたが、ほぼほぼ食べることができないので、給食はお断りして弁当でいきたい。あるいは、我が家は給食ではなくて家庭の食事を取らせたいという申し入れがあった場合は、給食は提供しないという形でいきます。また、アレルギー等で食べられない食材が多い方の場合に、ほとんど食べないということであれば還付になるかと思うんですが、物次第で還付できる場合とできない場合があるかと考えておりますので、可能な限りお返しすると考えております。

○委員（八木亮三委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

ほぼ了解しました。最後に先程の第11条で、過誤納金がある場合、口座振替で誤って余分に納金があるのかなと、そこら辺はどう捉えていいのか、もし分かればお願いしたいと思います。

○委員（八木亮三委員）

峰課長補佐。

○課長補佐（峰修子君）

給食費につきましては、年11回での振り替えとしております。お申し込みをしていただきましたら、停止をするまでに時間が掛かることがございます。その際、例えば、保護者が経済的に困難であるということで就学援助等を申し込まれた場合は、先に給食費が振り替えをされていることがございますので、そのような際はきちんと精算して還付することがございます。そういう場合にも、これが当てはまるのかと考えております。

○委員（八木亮三委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。よろしいですかね。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

引き続き、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第34号長与町学校給食費条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

○委員長(河野龍二委員)

では休憩を閉じて委員会を再開いたします。

続きまして、議案第37号令和4年度長与町一般会計補正予算(第2号)の産業文教所管部分の件を議題といたします。まず初めに教育委員会の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

森本課長。

○教育総務課長(森本陽子君)

それでは、教育総務課所管分の補正予算につきまして説明させていただきます。長与町一般会計補正予算(第2号)に関する説明書の12、13ページをお開きください。10款教育費2項小学校費1目小学校管理費11節役務費のインターネット接続料、17節一般備品購入費は、家庭でのオンライン学習を誰でも等しく行えるよう、インターネット環境の無い御家庭にモバイルWi-Fiルーターを無償貸与し、就学援助及び特別支援教育就学奨励費制度対象の御家庭には、ルーターの貸与に加え通信SIMカードを現物給付するものでございます。ルーター貸与者60名、SIMカード給付者20名を計上しております。10款教育費3項中学校費1目中学校管理費も、小学校管理費と同様、ルーターの無償貸与と通信SIMの現物給付です。ルーター貸与者40名、SIMカード給付者15名を計上しております。なお、ルーターの購入費は全額新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当いたします。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長(河野龍二委員)

それではこれから質疑を行います。2項、3項、1目それぞれ小学校管理費、中学校管理費併せて質疑を受け付けたいと思います。質疑はありませんか。

八木委員。

○委員(八木亮三委員)

御説明いただいた小学校、中学校それぞれ人数からいくと備品購入費が1名当たりで

1万3,650円ですかね、同じだと思うんですが、これは中学校、小学校同じ物でいいのかということと、その場合、両方まとめて入札などされるのか、その調達方法をお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

森本課長。

○教育総務課長（森本陽子君）

小学校、中学校、同じモバイルルーターで、一般競争入札で調達いたします。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

モバイルルーターとSIMカード、貸与ということで理解したんですけれども、インターネット接続料は今年度分ということで考えてよろしいのでしょうか。貸与してもその接続料を教育委員会で支払うというような認識で間違っていないのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

森本課長。

○教育総務課長（森本陽子君）

通信費の援助に関しましては、就学援助及び特別支援教育就学奨励費制度対象の御家庭にSIMカードの現物給付として支援をいたします。今年度初めて上げておりますけれども、家庭学習でのオンライン、AIドリルを使った学習などは続いていきますので、次年度以降も予算を計上していく予定です。

○委員長（河野龍二委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

もう1点いいのでしょうか。そうしますと就学援助とか該当する御家庭の中での御希望ということで考えていいものなのか。もしくは、私はWi-Fi環境が整っていないことがイコールというようなことは考えておりませんので、そうした場合にWi-Fi環境が整っていないから就学援助とかを受ける家庭じゃないところに当たっても、そういう希望ができたのか、できなかったのかをお尋ねしてもいいですか。

○委員長（河野龍二委員）

森本課長。

○教育総務課長（森本陽子君）

就学援助ではない御家庭はモバイルルーターの無償貸与だけをして、通信費は各家庭で契約をしていただきます。

○委員長（河野龍二委員）

質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（八木亮三委員）

質疑はありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

先程御説明していただいた世帯数は現状、端数が切り捨てられているんであれなんでしょうけど、余裕がある台数を確保するものなのか、それとも今、必要な世帯数を今回提案されているのか、そこはいかがでしょうか。

○委員（八木亮三委員）

森本課長。

○教育総務課長（森本陽子君）

アンケート形式で実数はつかんでおりますけれども、随時追加で希望される方、もしくは機器の破損分の余裕を含めて計上いたしております。

○委員（八木亮三委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

途中で転入されたりとかしてそういうのが必要になった場合は、当然同じような対応をしないといけないんで一定の余裕があると思うんですけど、今、説明された機器の破損の場合はどういう対応をされるんですか。

○委員（八木亮三委員）

森本課長。

○教育総務課長（森本陽子君）

故意、過失で破損をしてしまった場合は、その御世帯に費用負担をしていただくように考えております。

○委員（八木亮三委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

では質疑なしと認めます。

これで教育委員会の所管の質疑を終了いたします。お疲れさまでした。

場内の時計で10時25分まで休憩いたします。

（休憩 10時13分～10時24分）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

議案第37号について引き続き審査を行います。ただいまより建設産業部産業振興課所管についての件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

荒木課長。

○産業振興課長（荒木隆君）

皆様こんにちは。それでは、令和4年度長与町一般会計補正予算（第2号）、産業振興課分について説明申し上げます。説明書の12、13ページをお開きください。7款1項1目商工振興費18節負担金、補助及び交付金です。長与町プレミアム商品券発行事業補助金でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況が続いていた地域経済は持ち直しの動きが見られるものの、個人消費はいまだに弱い動きが続いているようでございます。また、原材料価格の上昇などに伴う物価高騰により家計への負担増も懸念されることから、町内の店舗で使えるプレミアム付き商品券を発行することで、生活支援と消費喚起による地域経済活性化を図ることを目的としております。販売価格につきましては、1セット5,000円分の商品券を3,000円にて販売、一世帯当たり6セットまで購入できるように考えております。なお、商品券発行総額は最大で5億1,600万円を見込んでおります。

以上が産業振興課分です。御審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（河野龍二委員）

それではこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

前日も一度商品券の発行をされたと思うんですけども、その際に、郵便局に委託という形で、まず商品券の購入申し込みをポスティングでされたと思うんですね。そうしたときに、私も何人かから「届いてない」とか「どうしたらいいのかわからない」というようなことで、もちろんそれは産業振興課にいただいたりとかして、二重に申し込みがないということも確認をされて、希望者は購入ができたと思うんですけども。よその市町だったら、購入できますよっていう通知を個別に送っている自治体もあると聞きました。前回は、目につくようなはっきりしたミッコンではあったものの、そこが逆に、チラシというか商品券を買えるものと判断できなかったという意見もあったんですね。ですので、それを今回どのようにされるのでしょうか。そこをまずお尋ねしたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○産業振興課長（荒木隆君）

2年前、前回は御指摘のとおりポスティングで実施をしました。これが安価であったこととか、町内のエリア限定で全ての世帯と町内事業者にも周知が行き届くということがメリットだと考えていました。結果、住民登録の有無に関わらない案内であったこととか、マンションによってはDMの投函を受け付けないような所もあったということで、結果的に行き届かない所とかポストに入っているにもかかわらず知らずに処分したりとか、そんなお声も聞きました。で、今回は住民基本台帳を基に、住所が町内に存在する方に直接文書で通知を届けて、申し込みをいただくような形で考えております。

○委員長（河野龍二委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

前回は課長がおっしゃるように住民登録がない所にもエリアということで、安価だったということは分かっているんですが、ちょっとうまくいってなかった部分があったと思います。ですので、今回は住民登録のある世帯に、はっきり分かるような形、これが通れば印刷をかけたりのような案は考えていらっしゃるのかもしれませんが、様々な年齢の方にも、新聞を購読されている方によれば、そういうのをするんだというのがいち早く情報として分かってらっしゃるんでしょうけれども、分かりやすい方法で長与町からの案内というようなことでされると思うんですが、そこはいかがでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○産業振興課長（荒木隆君）

各世帯にお送りするときに、封書にはなると思うんですけども、分かりやすい広報資料、御案内を入れたいと思っております。それを基に、ハガキなりインターネットでお申し込みをいただくという形で考えております。

○委員長（河野龍二委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

前回、初回分が残った場合に第2回の販売ということで、1回目はどれぐらいの店舗で使えるのかが申し込んで届いたときに分かったので、結構使えたというような、それだったら申し込めばよかったなって残念がる人がいたり。私の周りの人とかで、自分はもう高齢所帯で1人だから3万円買えるって言っても1万円です十分ということで、ふたを開けてみれば普通の食材とか、そういう物でも買えたんだったら、もうちょっと買ってもよかったかなということをおっしゃったんですね。それとまた5,000円にしたというのは非常に良いことだと思うんですね。一時的にでも先に、得するからといって3万円をポンと払える人と、それが難しいという家計もあると思うので、そこは非常に評価したいと思っておりますが、今からやろうとしているところでこんなこと言うのもあれですが、もし予定冊数よりも少なかった場合は、2次販売をされる予定は考えていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○産業振興課長（荒木隆君）

今回のプレミアム付き商品券ですけれども、冒頭申し上げたとおり価格高騰への対策ということも一応目的として考えており、今のところ再販を行う予定はございません。これは幅広く皆さんに活用していただきたいと、委員御指摘の5,000円にしたって

いうことも、最低5,000円から3万円までの選択肢の幅を持たせたというところも
ございます。十分な申し込み期間を設定して、周知を図っていきたいと考えております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

2年前の同様のプレミアム付き商品券と比べて、5,000円分から買えるようになったということ以外に、例えば使えるお店であったり、確か大型店とそうでないお店で違ったりとかがあったと思うんですが、何か変わったところはほかにありますか。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○産業振興課長（荒木隆君）

まず、使える店舗については、これから前回の参加いただいた店舗を中心に、もちろん新しい店舗も発掘していきたいと思っております。商品券の活用できる大型店舗か小規模店舗なのかというのは、前回6割分が大型でも小規模でも使える、4割分は小規模でしか使えないという設定でしたが、これは今回も同様に考えております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

最初に御説明いただいたんですが、もう一度、発行総額をお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○産業振興課長（荒木隆君）

世帯数が1万7,200世帯で、最大3万円までということで、発行総額が最大で5億1,600万円を見込んでおります。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

確か2年前に5億1,000万円という御説明があったと思うんですが、今回、この予算自体が約1,000万円ちょっと増えていますが、これは、先程御説明になられた周知、発送、お知らせ方法とかが変わったことで予算的に増えているのか。2年前の予算との少し違う点の御説明をいただければと思います。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○産業振興課長（荒木隆君）

まず1つは、世帯数の増加によるものがございます。前回は1万7,000世帯、今

回が1万7,200世帯です。それと、紙代、印刷代、郵便代、こういったものも2年前と比べて若干上がってございまして、結果的に予算額は増額となっております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

では質疑を終了いたします。

これで建設産業部産業振興課の質疑を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

議案第37号令和4年度長与町一般会計補正予算（第2号）の質疑を終了いたします。

これから、産業文教所管部分についての討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

続きまして、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第37号令和4年度長与町一般会計補正予算（第2号）、産業文教常任委員会分の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じまして委員会を再開いたします。

ただいまより、所管事務調査、サテライトオフィスについての件を議題といたします。調査事項についての説明を求めます。

荒木課長。

○産業振興課長（荒木隆君）

それでは、サテライトオフィスについてということで、資料はございませんけれども、私の方で簡単に背景と現状ということで御説明をしたいと思います。まず本町の特性ですけれども、コンパクトな町に都市機能と自然が調和している比較的若い人口構成で、子育て環境満足度県内1位であったり、高い学力水準であったりと。また県立大学が立地をしており優秀な人材が輩出をされているという状況です。交通の面についてもJRが4駅、路線バス、有料道路のインターチェンジなど、長崎市や長崎空港までのアクセスが良好であること。情報通信インフラも都市部並みに整備が進んでいるところです。一方で本町の課題としては、近年少子高齢化の進展であったり、人口減少の局面に入っ

ております。特に優秀な若い人材の流出が顕著でございます。産業の分野も規模等限定的であって、企業を誘致するにも大きなまとまった土地が無いという現状である一方、商店街を中心に空き店舗が増加傾向でございます。そこで、若者の転出超過という課題を抱えるところなんですけれども、コロナ禍を機に企業の地方移転であったり、地方回帰への動きも見えているということですね。一定の人口を留めおくとともに、地域経済の活性化を図るために、本町の特性を踏まえた企業立地を推進していきたいと考えております。先程申し上げたとおり町内には県立大学も立地をしております、特色がある教育によって優秀な人材が輩出されており、その受け皿になるということ。企業にとっては、大学との共同研究、情報セキュリティ学科もでございます。今後創設される共同ラボへの入居企業もでございますので、こういった所との連携なども考えられるところでございます。第10次総合計画においても、未来の産業創出に向けたまちづくりプロジェクトの中に、大学等と連携した各種プログラムの企画実践、及び産業振興、人材育成、県や近隣市町と連携した企業誘致活動、そしてテレワークサテライトオフィスの推進ということを位置付けております。具体的なサテライトオフィスへの取り組みとしましては、国において地方でのサテライトオフィスの開設支援、東京一極集中の是正、地方分散型の活力ある地域社会の実現、併せて、コロナ禍における新しい働き方、テレワークの推進を図ることを目的に、令和2年度の第3次補正予算で地方創生テレワーク交付金が創設をされました。この制度を活用して、本町では民間事業者のサテライトオフィス開設への取り組みを支援することとしたことは御案内のとおりでございます。昨年度、このような取り組みに意欲のある企業を募集して、施設の整備等に係る経費について助成を行いました。事業者は岡郷の喜道庵を運営する株式会社ハマダで、敷地内にある施設の改修によってサテライトオフィスやコワーキングスペースなどを整備されております。昨年度末までに改修工事が完了して、コロナ禍で家具や調度品の納入が遅れていたようですが、近々オープンをしまして、入居者、利用者の一般募集も開始されるようでございます。施設は3階建てで、2階がコワーキングスペース、オフィス専用の4部屋のほか、セミナー室やサロンスペースが整備をされております。3階はサテライトオフィス専用の部屋が5つ整備をされております。2階、3階合わせて床面積が約1,000平米でございます。コワーキングスペースは複数の企業や個人が共同で利用をし、情報交換会やイベント、セミナー等も開催される想定でございます。町内外の企業や人材が集うことで、新しいアイデアやビジネスが生み出され、地域課題の解決、既存企業の発展、また、起業にも繋がればというふうに考えております。サテライトオフィスは専用型で、個室タイプ、一定期間セキュアなネットワーク環境での業務が可能となっております。事業者の施設コンセプトとしましては「新しいライフスタイルを求める県外からのテック人材と若い地元学生を繋ぎ、地域活性化の生まれる空間としての機能を持たせ、情報発信の基地を目指す」。また「県外の企業に対して、自然豊かなロケーション、温泉施設、カフェや土産物、サイクルツーリズムなど周辺の地域資源をアピールし、都

会では味わえないゆっくりできるワーケーション施設として利用する」。また先程も申し上げましたが「施設に集まる人同士が繋がることで、ビジネスマッチングや新しい事業の創出、創業などを含め、新たな業態を作り出すための施設、県外企業と地域の学生、社会人、地域の方々などとコミュニティを提供し、ベンチャー企業の創造を支援することにより地域活性化を図ると同時に、長与町在住者に雇用の場を提供すること」とされており。事業者においても、施設整備後の今後の運用が重要と捉えられておりまして、ビジネスマッチング等に繋げるために、イベントやセミナー開催、参加者によるネットワーク構築などを検討されているようでございます。町としましては、町内に研究機関である県立大学が立地すること、優秀な人材も豊富であることの優位性、町を新たな研究や開発の実証フィールドとして活用いただくなど協力することで、企業立地を推進していきたいと考えており、その第一歩として本町での仕事環境や生活環境などを体験してもらおうお試しサテライトオフィスという形も有用であると考えております。将来的に企業立地に繋がることも期待をしており、昨年度、企業立地促進助成条例を整備し、空店舗等に事業所を構える際の賃借料や、町民を雇用した場合の雇用助成、促進助成金など、支援を行っていきたいと考えております。また、将来的に都市部から移住していただくということも想定して、移住相談のほか、移住支援金の支給条件にテレワークを追加するなど、拡充も図ったところでございます。今後、ただいま申し上げた交通アクセス、情報インフラ、県立大学の立地、それから支援金制度などを含めて、町としてもPRに努めてまいりたいと考えております。以上で説明を終わります。

○委員長（河野龍二委員）

口頭だけの説明だったんで中身まで触れられるかどうか分かりませんが、休憩の中で深めていききたいと思っておりますので、今から休憩といたします。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

以上、休憩中に質疑を行ってまいりましたが、お諮りします。本所管事務調査は閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本所管事務調査は閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上で建設産業部産業振興課の所管事務調査を終了いたします。お疲れさまでした。

35分までちょっと休憩しましょうかね。水道局をお願いしたいと思います。

（休憩 11時23分～11時31分）

○委員長（河野龍二委員）

では休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

引き続き、所管事務調査を行います。水道局の浄水場の共同整備についての件を議題

といたします。所管事務調査を3月の定例議会のときにさせていただきました。そのときに、一定説明をいただいておりますので、改めて説明を求めるのも大変かなと思いますので、追加説明ができる範囲であればお願いしたいと思います。

渡部課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

皆さんどうもお疲れさまでございます。それでは、若干今までの分と重なる部分もあるかと思いますが、浄水場共同整備計画の現時点での経過について、お話をさせていただきたいと思います。お手元でございます資料がA4の1枚紙と、あと1つ、業務計画書と書かれています、こちら長崎市が発注している分でございますが、事業者側から提出されました業務計画書、この2つを使って御説明をさせていただきたいと思います。それでは、まずA4の1枚紙を使って説明をさせていただきます。こちらタイトルが「新浄水場共同整備計画の経過報告について」となっておりますが、元々この共同整備の目的が、新浄水場を共同整備することで水道事業の経営基盤の強化を行うことにより、長崎市と長与町の水道利用者に対して、将来にわたって安全で安心な水道水を安定的に供給することを目的としております。こういった話になりました背景につきましては、まず、長与町側としては第1浄水場の老朽化による更新時期が近づいているということ。それと、令和元年10月に施行されました改正水道法、この改正の趣旨の一つに、水道の基盤の強化、広域連携の推進が、国としてそういったことをバックアップしていくといったことが盛り込まれていることなどが背景でございます。次、2、経過でございますが、まず令和2年3月27日「新浄水場共同整備検討調査業務委託に関する基本協定書」締結。これは、当時は時津町も入っていたわけでございますが、長崎市・長与町・時津町、お互いに、こういったことをすることによってメリットがあるかどうかというのを調査する協定書でございました。それを1年かけて行いまして、令和3年6月1日、長与町全員協議会におきまして、新浄水場共同整備検討調査の報告をさせていただきました。この際に、長与町にコストのメリット、もう1つ付け加えるならば水源確保でのメリットがあるというお話をさせていただきました。そのあと、新浄水場及び周辺地域拡充に係る協議等を経まして、令和3年12月1日、業務委託契約締結、こちら「新浄水場民間活力導入可能性調査業務委託」、この共同整備を行うに当たって、どのような事業形態が良いのかというのを調査する業務でございます。令和3年12月7日に、長与町全員協議会を開かせていただきまして、新浄水場共同整備計画の経過報告についてお話をさせていただきました。令和4年2月3日、新浄水場民間活力導入可能性調査業務委託に関する基本協定を締結いたしました。今、この新浄水場民間活力導入可能性調査業務委託が進行中でございますが、その中身について、引き続きお話をさせていただきたいと思います。この中身については、業務計画書を使ってお話をさせていただきたいと思います。民間活力導入可能性調査がどのようなことをやっているかということでございますが、資料をめくっていただきまして、まず1ページから3ページ

につきましては、後程目を通していただくということで、4ページを含めた5ページの途中からお話をさせていただきたいと思っております。今、民間活力導入可能性調査を行っているところでございますが、5ページの1の4、PFI導入範囲でございます。今回の対象となる業務の範囲でございますが、まずそこに書かれています共同整備の部分がございまして、①新浄水場の建設。②導水管の整備。これは浦上ダムから新浄水場までの分になります。③取水（導水）ポンプ場の新設、水を送るためのポンプ場の新設。④取水ポンプ施設の新設。これは長崎トンネルの湧水に関する所でございます。⑤導水管整備。こういった部分が長崎市と長与町の共同整備の部分でございます。ページをめくっていただきまして、共同整備をするに当たって、長崎市、長与町、それぞれしなければならない部分がございます。長与町単独整備分が7ページでございます。上から読み上げてまいりますと、①第2浄水場の増強、これは今第1浄水場で取っている長与川の取水権の部分を第2浄水場に送りますので、それを処理可能な浄水場へ増強することになります。続いて、②新配水ポンプ場の新設。今、親和銀行の跡地にと考えているところでございまして、ここに併せて③取水設備等の新設も行う予定でございます。これに伴って、今ある取水口は親和銀行跡地の近くに代わります。④連絡管整備-1と書かれています、新配水ポンプ場から第3配水池、北陽台配水池に送る分、これは既設の部分に繋げる分までの短いところになります。⑤連絡管整備-2となっておりますが、新配水ポンプ場から第2浄水場、これは第2浄水場へ長与川の水を送る分になります。あと、⑥から⑩までも長与町で単独で整備をしなければならないのが掲載をされているところでございます。次に8ページに行っていただきまして、2-2の2)になりますが、事業手法及び事業スキームの検討と書かれています。民活導入可能性調査を行う上で、想定される民間活力導入手法を抽出し、各手法の特徴等を整理するとともに、本施設整備における事業手法及び事業形態、事業範囲、事業期間等の事業スキームについての検討を行うものでございます。また、事業範囲としては、共同・単独事業の全ての事業を包括委託することを検討することとしております。次に9ページになりますが、まず上の図2でございます。こちらは水道事業における業務範囲と民間活用に係る連携形態との関係図となっておりますが、今、実際に検討している事業形態は、図2でいけばDBOとPFIの部分になります。続いて下の方になりますが、表1官民連携の形態ごとの事業スキームでございます。個別委託からDB、DBって言うのはDBOに類似した事業方式の一つになります。でDBM、ページをめくっていただきましてDBO、そしてPFIとなっております。続いて12ページになりますが、4) PFI導入による効果の検討、これを行いまして最終的に、7) で最適な事業手法を抽出していく形になりまして、この民間活力導入可能性調査が、今の予定では12月9日まで施工期間があるといった状況でございます。以上で、現段階における現状についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（河野龍二委員）

それでは、ここも休憩に入っての中身を深めたいと思いますので、休憩いたします。

(暫時休憩)

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

これで質疑を終わりたいと思います。

お諮りします。本所管事務調査は、閉会中の継続審査にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本所管事務調査は、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上で、所管事務調査を終了いたします。どうもお疲れさまでした。

(閉会 12時00分)